

市民相談案内

日時/場所の順です。

教育相談

お子さんの教育についてお困りの方はご相談ください。

少年センター ☎981・3863

相談専用電話 ☎981・3864

子どもと家庭の相談

毎週水・金曜日 午前9時30分～11時30分、午後2時30分～4時30分まで/児童館ワンダランド

消費生活相談

毎週火・木曜日 午前10時～午後4時(受付は3時まで)/市役所会議室ほか(詳しくは問い合わせください。) ※専門的知識をもった相談員が対応します。

労働相談

2月21日(金) 午後1時～4時まで/市役所203会議室 ※専門的知識を持った社会保険労務士が対応します。

商工業者経営相談

第1・3水曜日 午後1時30分～4時30分/市役所101会議室

育児相談

毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分

市立第一保育所 ☎982・0259

市立第二保育所 ☎982・5300

市立第三保育所 ☎982・4878

さわやか相談

いじめ・不登校問題などの相談室 毎週月曜日～金曜日 午前10時30分～午後4時30分まで

東中学校 ☎982・0055

南中学校 ☎981・8749

中央中学校 ☎983・2668

おあしすで開設する相談

問合せ 庶務課 ☎982・9458

■ 税務相談(税理士会越谷支部の税理士)

2月 3日(月)・3月 3日(月)午後1時～3時

■ 行政相談(行政相談委員)

2月12日(水)午後1時～3時

■ 人権相談(人権擁護委員)

2月18日(水)午後1時～4時

■ 法律相談(弁護士) ※要電話予約

毎週金曜日午後1時～4時

■ 困りごと相談(行政書士)

2月 6日(水)・3月 6日(水)午後2時～4時

※不動産、法人登記、相続など

■ 女性のからだの相談(保健師・助産師)

2月10日(月)午後1時～3時

問合せ 健康増進課 ☎982・9804

■ 女性総合相談(専門相談員)

2月17日(月)午後1時～4時

問合せ 市民参加推進課 ☎982・9498

■ 介護相談(介護相談員)

2月25日(水)午後2時～4時

問合せ いきいき推進課 ☎982・5118

■ 子どもと家庭の相談(家庭児童相談員)

毎週木曜日午後1時30分～4時

問合せ 子育て支援課 ☎982・9529

■ 育児相談(保育士)

毎週木曜日午前9時30分～11時30分

■ 教育相談(常任教育相談員)

毎週金曜日午前9時～11時30分

問合せ 少年センター ☎981・3863

●金融庁・預金保険機構からのお知らせ

当座預金・普通預金・別段預金は、平成17年3月末まで引き続き全額保護されます。
・定期預金などについては、これまで同様、元本1,000万円までとその利息などが保護されます。それを超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります。)

・平成17年4月以降は、当座預金などの利息のつかない預金が全額保護されることとなります。

・預金保険制度、農漁協系統貯金保険制度ともに同様の取扱いとなります。

・詳しくは、金融機関の窓口または預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、財務局にお問い合わせください。

問合せ▶ 預金保険機構 ☎03・3212・6029、

http://www.dic.go.jp/

●えっ!!最低賃金知らないの?

「埼玉県最低賃金」が平成14年10月1日に、「産業別最低賃金(6つの特定の産業)」が平成14年12月1日に改正されました。埼玉県最低賃金よりも産業別最低賃金が優先します。詳しくは、埼玉労働局賃金室(☎048・600・6205)、または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。
平成14年10月1日現在の埼玉県最低賃金時間額678円

●県労働商工センターの労働相談

勤労者および経営者が抱えている、仕事に関するさまざまな悩みや疑問についての相談にお応えします。

日時月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分から午後5時に、電話・来所による相談を受け付けています。(火・木曜日は午後8時まで電話による相談を実施) 費用無料 問合せ▶ 県東部労働商工センター ☎048・737・2136

●東埼玉資源環境組合の指名参加申請

平成15・16年度に、東埼玉資源環境組合が発注する工事の請負や物品の納入などの指名参加申請を次の通り受け付けます。提出要領、申請書1月6日(月)から東埼玉資源環境組合第一工場で配布します。受付日時2月3日(月)から21日(金)までの午前9

時～正午、午後1時～4時(土・日・祝日を除く) 受付場所東埼玉資源環境組合第一工場 ※書類は必ず直接お持ちください。 問合せ▶ 東埼玉資源環境組合総務課 ☎986・0121(越谷市増林3-2-1)

●平和祈念事業特別基金

総務省の認可法人である平和祈念事業特別基金では、次の方に慰藉の念を示すため、内閣総理大臣名の書状などを贈呈しています。①旧軍人軍属で恩給などを受けていない、いわゆる恩給欠格者の方 ②終戦に伴い、本邦以外の地域から引き揚げて来られた方 問合せ▶ 平和祈念事業特別基金 ☎0120・234・933、

http://www.heiwa.or.jp/

●介護料支給制度のご案内

介護料支給制度は、自動車事故が原因で、脳・脊髄または胸腹部を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について介護が必要な状態にある方に支給する制度です。

申請できる方自動車損害賠償保障法による後遺障害認定通知を受けている方など(詳しくは問い合わせください。) ※労働者災害補償保険法等介護補償給付を受けたとき、および法令に基づく重度の障害を持つ方を収容する施設に入所している方は対象になりません。 問合せ▶ 自動車事故対策センター埼玉支所 ☎048・824・1945、FAX048・824・1946

●草加市民温水プール臨時休館

草加市民温水プールは、施設の点検・修繕などのため、下記の期間休館します。

休館期間2月3日(月)～18日(火) 問合せ▶ 草加市民温水プール ☎986・6824

●2月は省エネルギー月間です

便利でつつい使ってしまう電気ですが、エネルギーは大切に使いましょう!



問合せ▶ 財団法人東電気保安協会 ☎965・3431、

http://www.kdh.or.jp



水道の漏水工事は吉川市管工事協同組合 ☎981・7400へご連絡ください。

公団住宅の方は日本総合住生活 ☎935・2271にお願いします。

※修理代は別途必要です。

市民サービスセンター休館日

2月 毎週月・火曜日(11日(火)を除く)、12日(水)、13日(木)

※上記以外は通常通り業務を行います。北東部については、正午から午後1時の間、業務の取り扱いを行いません。

2月の納税

固定資産税 第4期
国民健康保険税 第6期

各市民サービスセンターでも納めることができます。